

I 行動計画の基本方針

【 総 論 】

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザが発生すると、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい未知の感染症である新感染症が発生する可能性もある。

これらが発生した場合は、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下「指定(地方)公共機関」という。)、事業者等の責務、新型インフルエンザ等発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国は、平成 17 年(2005 年)に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の改定を行ってきた。当市においては、平成 21 年 4 月メキシコで新型インフルエンザが発生した際、「富士吉田市新型インフルエンザ行動計画」を制定し、国内流行等に備えた経緯がある。

今回は、国の特措法の制定・施行を受け、その内容等を盛り込んだ「富士吉田市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下、「市行動計画」という。)を策定するものである。

3 基本的な方針

特措法第8条に基づく市行動計画は、政府行動計画及び山梨県行動計画との整合性を確保しつつ、適切な役割分担のもと、本市における新型インフルエンザ等対策の基本方針を示す。新型インフルエンザ等対策を的確に実施する場合、国及び県やその他の関係機関と連携協力のもと、全庁横断的な取組を推進し、基本的人権を尊重しつつ、万一の場合の緊急事態に備えて措置を講じることとする。

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等(以下「新型インフルエンザ」という)
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発生した場合の対応については、山梨県行動計画で示されている「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」を参考とする。

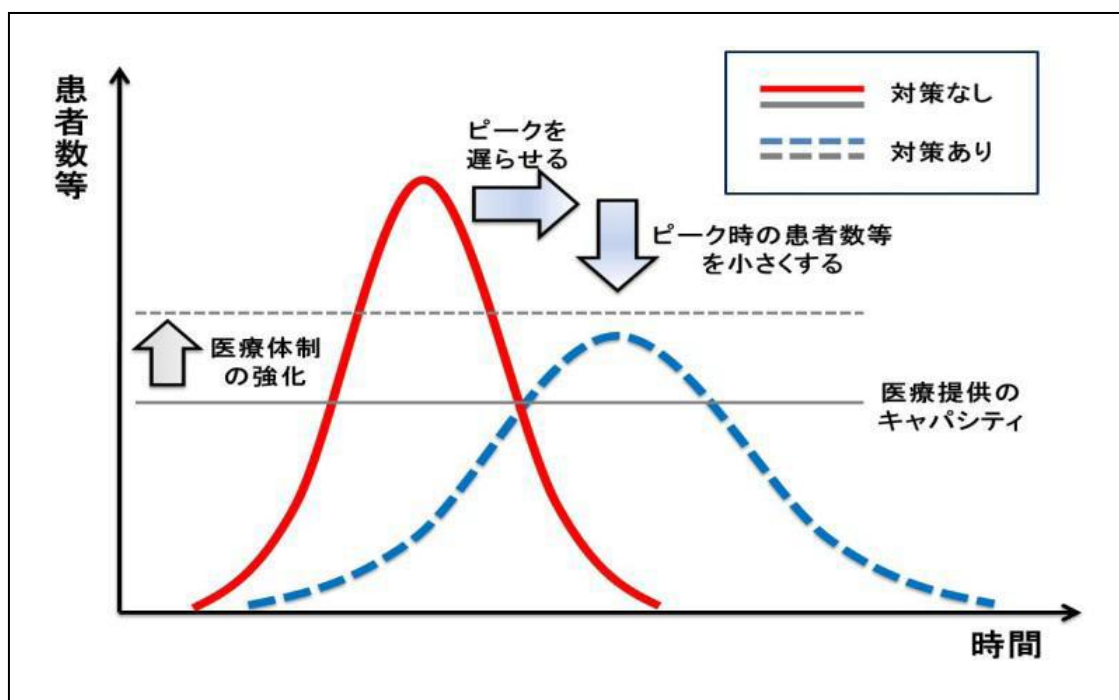
新型インフルエンザ等の発生時期や地域、その感染力、病原性の高さ等を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられ、病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、市行動計画の基本的戦略として、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国、県及び市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

【ポイント】

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制整備等の時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をできるだけ小さくし、入院患者等の数をできるだけ少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図り、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数・死亡者数を減らす。



2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする

【ポイント】

- ① 要援護者¹⁾を把握し具体的な支援策を実施する。
- ② 事業継続計画²⁾(BCP. Business Continuity Plan の略)の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する社会・経済機能の維持に努める。

1) 要援護者

家族が同居していない又は近くにいないため、介護ヘルパー等の介護や介助がなければ日常生活ができない独居高齢者や障害者を対象とする。

2) 事業継続計画(BCP. Business Continuity Plan の略)

事業者が、新型インフルエンザ等発生時に、優先的に取り組むべき重要な業務を継続して行うため、重要業務(継続業務)を選定するとともに、当該業務及び組織を継続するために縮小・休止する業務を記載するなど、事前に必要な準備や対応方針・手段を定めた計画。登録事業者*については、発生時において重要業務を確実に継続するため、作成が義務付けられている。

*登録事業者とは、医療提供業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けているものをいう。

4 流行規模の想定及び社会・経済への影響

1) 流行規模の想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値をおくが、実際には想定外の事態もありうることを念頭において対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性・感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

市行動計画を策定するに際しては、政府及び県行動計画等を踏まえ、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、次のように推計した。

【 新型インフルエンザ等発生時における患者数推計 】

	富士吉田市		山梨県		全国	
受診患者数	約5,000人～約9,600人		約88,000人～ 約168,000人		約1,300万人～ 約2,500万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
	200人	820人	3,600人	13,500人	53万人	200万人
死亡者数	50人	260人	1,200人	4,300人	17万人	64万人
1日当たり最大入院患者数(流行5週目)	40人	160人	680人	2,700人	10.1万人	39.9万人

- ・ 全人口 : H26.4.1現在住基人口
- ・ 受診患者数 : 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、その8割程度が医療機関を受診すると想定
- ・ 入院患者数 : 中等度の致死率0.53%(アジアインフルエンザ等のデータより)推計
重度の致死率2.0%(スペインインフルエンザのデータより)推計
- ・ 死亡者数 : 算出方法は入院患者数と同じ
- ・ 1日当たりの最大入院患者数: 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算による
- ・ これらの推計にあたっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
また、流行規模の推計には、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 市民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度欠勤し、その後、り患した従業員の大部分は、職場に復帰する。
- ・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5 役割分担

1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、県、市町村及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチン、その他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国、その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」(以下「関係省庁対策会議」という。)の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2) 県の役割

県は、地域の実情に応じた「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、県内の新型インフルエンザ等に係る医療の確保等に関し、発生を想定した準備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、県対策本部等を設置し、政府対策本部の決定した基本的対処方針に基づき、地域の状況に応じて判断を行い、対策を強力に推進する。

また、県は、「感染症法」に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担っており、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的な判断と対応が求められる。併せて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策の実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

3) 市の役割

市は地域の実情に応じた「富士吉田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、市における新型インフルエンザ等発生時の相談対応や予防接種の実施など、住民の生活を維持するため

の対策に関し、発生を想定した準備を急ぐとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、政府及び県対策本部の決定した基本的対処方針を踏まえつつ、地域の状況に応じて判断を行い、富士吉田市対策本部等を設置するなど、対策を強力に推進する。

また、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に関し基本的対処方針に基づき的確かつ主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る必要がある。

4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、地域の状況に応じた医療を提供することが求められる。

5) 指定(地方)公共機関³⁾の役割

指定(地方)公共機関(県と協定を締結することにより指定地方公共機関と同等の責務を有する団体を含む。以下同じ。)は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

対策を実施するに当たっては、業務計画を策定し、国、県、市町村等と相互に連携協力的確かつ迅速な実施に万全を期すことが求められる。

6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や事業継続計画(BCP)の策定による重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、事業継続計画(BCP)を実行し、その活動を継続するよう努める。

3) 指定(地方)公共機関

指定公共機関とは、特措法第2条第6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

指定地方公共機関とは、特措法第2条第7項「都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

7) 一般事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが望まれる。このため、優先すべき業務(非常時優先業務)を特定するなど、事業継続計画(BCP)の策定が期待される。特に興行施設等不特定多数の者が集まる事業を行う者については、新型インフルエンザ等発生時には事業の自粛も含めた感染防止のための措置の徹底が求められる。

8) 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザやその対策等に関する情報を得て、発生時にとるべき行動を理解し、季節性インフルエンザにおいても、有症者は手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努め、症状がない者においても、手洗い、うがいを励行し感染防御に努める。

また、個人レベルにおいてもマスクや食料(糧)品・生活必需品等の備蓄を行い、発生時にマスクや日用品等の買い占めをしないよう普段から準備しておくよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。また、患者等の人権を損なうことのないよう注意しなければならない。

6 発生段階の概要

1) 考え方

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。

市における発生段階区分は、山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画の発生段階区分の基準(次ページ表参照)に準ずるものとし、各発生段階は、新型インフルエンザ等が発生していない「未発生期」、海外では発生しているが国内では発生していない「海外発生期」、市内では発生していないが国内(県内)で発生が始まった「市内未発生期」、市内での発生が始まった「市内発生早期」、市内での流行が始まった「市内感染期」、国・県・市内での流行が収まった「小康期」の6つに分類する。

2) 国、県、市の発生段階及び発生状態

発生段階(国)	発生段階(県)	発生段階(市)	状 態
未発生期	未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	市内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内及び市内での患者は発生していない状態
	県内発生早期	市内発生早期	市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追える状態
国内感染期	県内感染期	市内感染期	市内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
	小康期	小康期	小康期

注) 1. 市内で国内および県内での初発の患者が確認された場合は市内未発生期を経ないで市内発生早期となる。

注) 2. 各発生段階の期間は、極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らない。

《参考》政府行動計画の発生段階とWHOにおけるインフルエンザのパンデミックフェーズ対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1, 2, 3
海外発生期	フェーズ4, 5, 6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	パンデミックピーク後
	パンデミック後

○フェーズ1: 動物の中で循環しているウイルスがヒトにおいて感染を引き起こしたとの報告がない段階。

○フェーズ2: 家畜または野生の動物の間で循環している動物のインフルエンザウイルスが、ヒトに感染を引き起こしたことが知られ、潜在的なパンデミックの脅威であると考えられる段階。

○フェーズ3: 動物インフルエンザまたはヒト-動物のインフルエンザの再集合ウイルスが、ヒトにおいて散発例を発生させるか小集団集積症例を発生させたが、市中レベルでのアウトブレイクを維持できるだけの十分なヒト-ヒト感染伝播を起こしていない段階。

○フェーズ4: “市中レベルでのアウトブレイク”を引き起こすことが可能な動物のウイルスのヒト-ヒト感染伝播またはヒトインフルエンザ-動物インフルエンザの再集合体ウイルスのヒト-ヒト感染伝播が確認された段階。

○フェーズ5: 1つのWHO 地域で少なくとも2つの国でウイルスのヒト-ヒト感染拡大がある段階。

○フェーズ6(パンデミックフェーズ): フェーズ5 に定義された基準に加え、WHO の異なる地域において少なくとも他の1つの国で市中レベルでのアウトブレイクがある段階

○パンデミックピーク後: ピーク後の期間は、パンデミックの活動が減少していると思われることを表すが、さらに別の流行波が発生するかどうかは不確かであり国々は第二波に備える必要がある段階。

○パンデミック後: インフルエンザ疾患の流行は季節性インフルエンザで通常見られる水準に戻る段階。

7 発生段階別の目標と主な対策

発生段階	目標	主な対策
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等の発生に備えて体制の整備を行う。 ○県との連携の下に新型インフルエンザ等発生の早期把握に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の策定、見直し ・富士吉田市事業継続計画(以下、「市事業継続計画(BCP)」という。)の策定 ・訓練の実施(防災訓練との有機的な連携を図るよう配慮) ・市民への情報提供と意識の啓発 ・特定接種及び住民接種の接種体制の構築 ・市内感染状況把握体制の整備 ・感染拡大に備えた関係機関との連携体制の整備 ・流行期に備えるための必要物品の備蓄 ・要援護者等の把握と支援方法の検討 ・市立病院での「帰国者・接触者外来」の設置準備及び感染症病床等の利用計画の作成
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○国内外の発生状況に関する情報を収集する。 ○市内発生に備えた体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士吉田市新型インフルエンザ等庁内対策会議」の開催 ・市事業継続計画(BCP)の確認 ・相談窓口の設置 ・発生状況等リアルタイムでの情報収集及び情報提供 ・関係機関との情報共有体制の整備 ・基本的な感染対策の普及啓発 ・特定接種の開始 ・住民接種体制の準備 ・市立病院での「帰国者・接触者外来」の設置及び感染症病床等の利用計画の作成
市内(県内)未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○県内等における新型インフルエンザ等の発生を早期に把握する。 ○市内発生に備えた体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士吉田市新型インフルエンザ等庁内対策会議」の開催継続 ・「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部」の設置準備(県内で発生した場合は、「設置」) ・市事業継続計画(BCP)に基づく体制整備 ・集団接種による住民接種の接種順位決定・開始 ・市民への情報提供 ・相談窓口の体制充実・強化 ・市民等への基本的な感染対策の実施・強化 ・要援護者等の支援体制の整備 ・市立病院での「帰国者・接触者外来」の継続及び感染症法に基づく入院措置の実施

<p>市内(県内) 発生早期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○患者へのスムーズな医療提供を支援する。 ○まん延に備えた体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部」の設置(すでに設置している場合は、設置継続) ・市事業継続計画(BCP)の実施 ・市内の感染動向の把握及び市民への情報提供・まん延防止対策(基本的な感染対策及び人混みを避ける・時差出勤等)の実施・強化 ・積極的なまん延防止対策の実施(地域全体での学校・保育施設等の臨時休業・休園、集会の自粛等の要請への協力) ・感染拡大に備えた医療体制の確保について連携強化 ・相談窓口の継続(健康相談、適切な受診支援等) ・要援護者等への支援対策の実施 ・遺体の一時安置施設の検討 ・リスクコミュニケーション⁴⁾の強化(社会不安を解消する広報活動の充実・強化) ・市立病院での「帰国者・接触者外来」の実施及び入院受入
<p>市内(県内) 感染期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療体制を維持する。 ○健康被害を最小限に抑える ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部」の設置継続 ・市事業継続計画(BCP)の実施継続 ・リスクコミュニケーションの継続 ・相談窓口の継続 ・在宅療養等の呼びかけ ・住民接種(新臨時接種)の実施 ・要援護者等への支援対策の継続 ・市民・事業者に対する情報提供・まん延防止対策(市内発生期のまん延防止対策及び不要不急の外出や催し物の自粛等)の実施・要請 ・ライフライン・ごみ処理機能の確保 ・埋火葬の円滑な実施 ・市内の感染動向の把握 ・市立病院での「帰国者・接触者外来」の中止及び重症者の入院受入開始
<p>小康期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○流行の第二波に備える。 ○市民生活及び市民経済の回復を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況により、「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部」の廃止 ・必要に応じ相談窓口の縮小・中止 ・これまでに実施した対策について評価 ・第二波の流行に備えた対策の検討・実施 ・不足している物資等の調達及び再備蓄 ・市民へ第一波の終息及び、第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供 ・必要に応じ行動計画等の見直しを実施

参考

【 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時における山梨県の対応 】

- ・必要に応じ、知事による「県内緊急事態宣言」
- ・市町村対策本部の設置
- ・住民接種の開始に係る市町村への協力
- ・生活関連物資等の価格の安定等への要請
- ・不要不急の外出の自粛等の要請
- ・学校・社会福祉施設・興行場等施設使用制限の要請、指示、公表
- ・緊急物資の運送の要請、医薬品又は医療機器の配送の要請、指示
- ・特定物資の売り渡しの要請、収用、保管命令
- ・臨時の医療施設設置、医療の提供、土地等の使用
- ・緊急時の埋葬・火葬の特例の実施
- ・他の地方公共団体への応援の要請、特定都道府県知事による代行

※全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、国が行う新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が出される。

4) リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、行政担当者等、その他の関係者の間で、情報や意見を相互に交換すること。リスク評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む。

8 対策の主要7項目

富士吉田市の新型インフルエンザ等対策は、2つの主たる目的「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、(1)実施体制、(2)情報提供と共有、(3)予防・まん延防止、(4)予防接種、(5)市民生活及び市民経済の安定の確保、(6)サーベイランス⁵⁾等 情報収集、(7)医療の7つの主要項目に分けて実施する。

項目ごとの対策については、発生段階ごとに記載するが、横断的な留意点について次に示す。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招く恐れがあり、国家、県及び市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、市には、県及び他市町村等と相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

1) 富士吉田市新型インフルエンザ等庁内対策会議

新型インフルエンザ等が発生していない状態(未発生期～市内(県内)未発生期)においては、「富士吉田市新型インフルエンザ等庁内対策会議」(以下「庁内対策会議」という。)を中心に、平時における会議体の枠組みを通じ、新型インフルエンザ等に係る情報の収集や関係機関との連絡調整、事前準備の進捗の確認を行う。また、新型インフルエンザ等が発生した場合の各担当部署の役割を明確にするとともに、職員の出勤状況・健康状態の管理を一元化し、人員の配置が計画的に行える体制づくりに取り組むこととする。

発生段階	設置する組織	組織の主な構成
海外発生期 ～ 市内(県内) 未発生期	富士吉田市新型インフルエンザ等 庁内対策会議	議長 : 市民生活部長 副議長 : 市民生活部 福祉厚生担当次長 構成員 : 庁内関係各課長等

2) 富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部

国内で新型インフルエンザ等が発生し、国が緊急事態宣言を行い、知事が「県内緊急事態宣言」を行ったとき又は、県内において1例目が発生し知事が「発生宣言」を発したときは、全庁一体となった対策を強力に推進するため、直ちに「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部」(以下「市対策本部」という。)を設置し、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、市民の健康被害の防止及び社会機能の維持を図る。

5) サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関してさまざまな情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況(患者及び病原体)の把握及び分析のことを示すこともある。

なお、緊急事態宣言が発せられていない場合や、また、山梨県における段階が未発生期である場合でも、緊急なまん延により市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、市民生活及び市民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合は、市対策本部を設置する。

発生段階	設置する組織	組織の主な構成	
市内(県内) 発生早期 ～ 小康期	富士吉田市 新型インフル エンザ等対策 本部	【市対策本部】	
		本部長	市長
		副本部長	副市長
		本部長	教育長・企画部長・総務部長・まちづくり部長・市民生活部長・産業観光部長・都市基盤部長・上下水道担当部長・演習場対策室部長・市立病院長・市立病院事務長・教育委員会部長・議会事務局長・富士五湖消防本部消防長 他
		活動班(部)	
●市民生活部 ●企画部 ●総務部 ●まちづくり部 ●産業観光部 ●都市基盤部・上下水道部 ●教育委員会 ●市立病院 (●消防署)			
別紙「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部 活動班と所掌事務」参照			

3) 市事業継続計画(BCP)の策定

市民の生活を維持するために必要な行政事務を、新型インフルエンザ等の発生時においても実施できるようにするために、未発生期の段階で市事業継続計画(BCP)を策定する。

4) 組織体制の構築

新型インフルエンザ等の発生前において、本市は、新型インフルエンザ等が発生した場合の各担当部署の役割を明確にするとともに、職員の出勤状況・健康状況の管理を一元化し、人員の配置が計画的に行える体制とする。

5) 連携の強化

新型インフルエンザ等発生に備え、発生前から国、県、近隣市町村や医療機関等の関係機関との連携を図る。実効性を持った危機管理体制とするために、市対策本部を軸とした庁内における組織間の連携を強化し、情報の収集・集約、指示命令システムをあらかじめ整備する。

(2) 情報提供・共有

1) 情報提供・共有の目的

国、県及び市の危機管理に関わる重要な課題であるという共通の理解の下に、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての

段階、分野において、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

2) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人や要援護者等の情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のため、新聞・テレビ・ホームページ・SNS (social networking service)⁶⁾・回覧板・ポスター掲示・防災無線等(以下、「利用可能なあらゆる媒体」という。)を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に行う。

3) 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民、医療機関、事業者等に提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得を得ることが、発生時に市民等に正しく行動してもらう上で必要である。特に園児、児童、生徒等に対しては、集団感染の発生等、地域における感染拡大の起点となりやすいことを踏まえ、関係各課と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報を提供する。また、マスク着用・咳エチケット⁷⁾・手洗い・うがい等の基本的な感染対策(以下、「基本的な感染対策」という。)の普及を目指して行っている事業を継続し、個人ひとりひとりが、常日頃より、感染対策を意識して行えるようにする。

4) 発生時における市民等への情報提供及び共有

ア 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

海外発生期には、新型インフルエンザ等の相談に対応するための窓口を設置し、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防等について市民に周知していく。

市内発生早期には、市担当者から最新情報を提供し、感染予防策の励行を呼びかけるとともに、風評等によるパニック発生防止に努める。

市内感染期には、不要不急の外出を控えるよう呼びかけるなど、感染拡大の防止を図る。

国及び県が「緊急事態宣言」を行った場合には、引き続き社会不安の解消のため、食料(糧)・生活必需品等に関する情報、社会機能の維持に関する情報などを市民に伝え、社会・経済機能への影響を最小限に抑えるよう努める。

6) SNS

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスをいう。

7) 咳エチケット

飛沫や接触によって伝播する微生物の伝播を、患者自身が防止するための方策で、飛沫の飛散を防止し、汚染されたティッシュや手指を介した拡散も防止することを目的としている。咳エチケットは当初、主に SARS に対する医療施設内感染対策として、2004 年 1 月に CDC が勧告したものだが、その後医療施設内においてインフルエンザを含めた全ての呼吸器症状を有する感染症の伝播を予防するための方策として、2004 年 11 月に CDC から改めて勧告され、咳エチケットが標準予防策の 1 つの要素として追加され組み込まれている。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること(感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと)、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

イ 市民の情報収集の利便性向上

市民の情報収集の利便性向上のため、国や県、近隣市町村、指定(地方)公共機関の情報などを集約し総覧できるウェブサイトを開設する。

5) 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時情報を提供するように市対策本部が調整する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において市民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、発信した情報に対する受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

6) 相談体制

市民からの新型インフルエンザ等に関する様々な質問等については、未発生期は健康長寿課で対応する。海外発生期には、市に相談窓口を設置し対応する。相談窓口寄せられた相談のうち、発生国からの帰国者で発熱・呼吸器症状を有する者からの相談については、「新型インフルエンザ等コールセンター(県)」を通じて「帰国者・接触者相談センター(保健所)」へ相談するよう案内する。

相談窓口では、迅速・正確な情報提供の継続に努め、市民の不安解消を図るため、健康相談のほか、生活・福祉など多様な相談に対応する。

(3) 予防・まん延防止

1) 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もある。そのため、庁内対策会議または、市対策本部は、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフ

ルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

2) 主なまん延防止対策

ア 個人における対策への関わり

市民の一人ひとりに対しては、国内における発生の初期の段階から、基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて県が実施する不要不急の外出自粛要請等の対策に協力するよう促す。

イ 地域・職場における対策への関わり

地域・職場に対しては、国内における発生初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう促す。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じて県が実施する施設の使用制限の要請等に協力するよう促す。

ウ 発生時に市が行う対応策等

市内早期には、市内の学校・保育施設等の臨時休校・休園、集会の自粛等の措置を要請する。濃厚接触者に対し、外出自粛(自宅待機等)を要請することで、患者からウイルスの曝露を受けた者が、新たな患者となり地域内に感染を拡大させる可能性を低減する。

(4) 予防接種

1) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

【接種順位】

- (1)医療関係者
- (2)新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- (3)指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者等を含む。)
- (4)それ以外の事業者

基本的考え方は、国において事前に整理しているが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとしている。

【接種体制】

a 実施主体

市が実施主体となる特定接種は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員を対象とする。

b 接種方法

- ・原則として集団的接種

- ・接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる

市は、新型インフルエンザ等発生時に、新型インフルエンザ等対策の職務に該当する自らの職員に対して、速やかに特定接種を行う必要があることから、接種対象者、接種順位、集団接種の方法等をあらかじめ検討し、接種体制を整えておく必要がある。

2) 住民接種

【接種の種類】

a. 臨時接種

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b. 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行われる。

<参考:臨時接種と新臨時接種との違い>

公的関与の度合い

高		努力義務	勸奨	接種費用の 自己負担	健康被害の 救済措置
↑	臨時接種	○	○ (接種を受けるよう勧める)	なし	特措法 による救済
↓	新臨時接種	×	○ (接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能	予防接種法 による救済
低					

【接種対象者】

市内に居住している者(住民登録のある者のほか、住民登録のない者で市内に居住している者⁸⁾を含む)とする。

【接種順位】

次の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることが基本とされている。事前に次のような基本的な考え方が政府行動計画において整理されているが、緊急事態宣言が行われている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定した順位に基づき接種を行う。

8) 住民登録のない者で市内に居住している者

住民登録のない者で、市内の病院・施設に長期に入院または入所している者、里帰り分娩の妊婦及び同伴の小児、その他市長が認める者とする。

① 医学的ハイリスク者

- ・ 呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- ・ 基礎疾患を有する者（基礎疾患により入院中又は通院中の者）
- ・ 妊婦

② 小児

- ・ 1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。

③ 成人・若年者

④ 高齢者

- ・ ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置くことが考えられているが、緊急事態宣言がなされた場合、上記に限らず、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあり、それらを踏まえて政府対策本部において決定されることとなる。

【接種体制】

- ・ 市が実施主体となる。
- ・ 原則として集団的接種により実施する。
- ・ 市は、国、県及び富士吉田医師会等の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

【接種方法】

接種を行う場合には、予防接種実施規則及び市予防接種マニュアルに基づき、以下の点に留意して、原則として集団接種で実施する。

- (1)対象者の把握
- (2)日時・開催場所等の確保と周知
- (3)予診票の配布
- (4)接種の実施（受付・問診・診察・接種）
- (5)接種済証の交付

【住民接種後の健康被害への対応】

住民接種後の健康被害が、住民登録者に起こった場合、被接種者（もしくは、その保護者）が市へ健康被害救済申立を行う。健康被害が認められたときは、特措法（臨時接種）又は予防接種法（新臨時接種）に基づき、健康被害の救済を行う。

なお、住民登録者でない場合には、住民登録のある市町村に健康被害救済申立を行う。健康被害が認められたときは、当該市町村が接種を行うこととし、特措法又は予防接種法に基づき救済を行う。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、近隣市町村、医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に業務継続計画(BCP)を作成するなど十分準備を行う。

万一、新型インフルエンザ等が大流行した場合には、人的な健康被害により、警察機関や消防機関の防犯・防災機能の低下や電気・ガス等のライフラインの障害が発生することが想定され、社会機能全体としての低下が懸念される。社会全般にわたり社会機能が低下しているなかにあっても、市民生活が維持できるよう、必要に応じて県が実施する事業者等への感染予防策及び事業継続計画(BCP)の実施の呼びかけ等に協力する。

また、未発生時から高齢者や障害者等の要援護者の把握を行い、新型インフルエンザ等が発生した際、生活支援、見回り、医療機関への移送等を迅速に行うことができるような体制を整えておくことが重要である。

また、ごみ処理等の機能確保が図れるように体制を整えておくことが必要である。さらに、多数の死亡者が発生した場合、火葬場の稼働能力を超える事態に備えて、遺体を一時的に安置するため、施設等の使用についても、県・近隣市町村と連携し、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(6) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するために、国及び県におけるサーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、関係者や市民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

また、未発生期から、市内での感染症発生状況を把握するための体制を、関係機関等の協力を得ながら整備し、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県からの要請に応じ、早期探知の体制整備の構築等に協力する。

(7) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素となっている。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

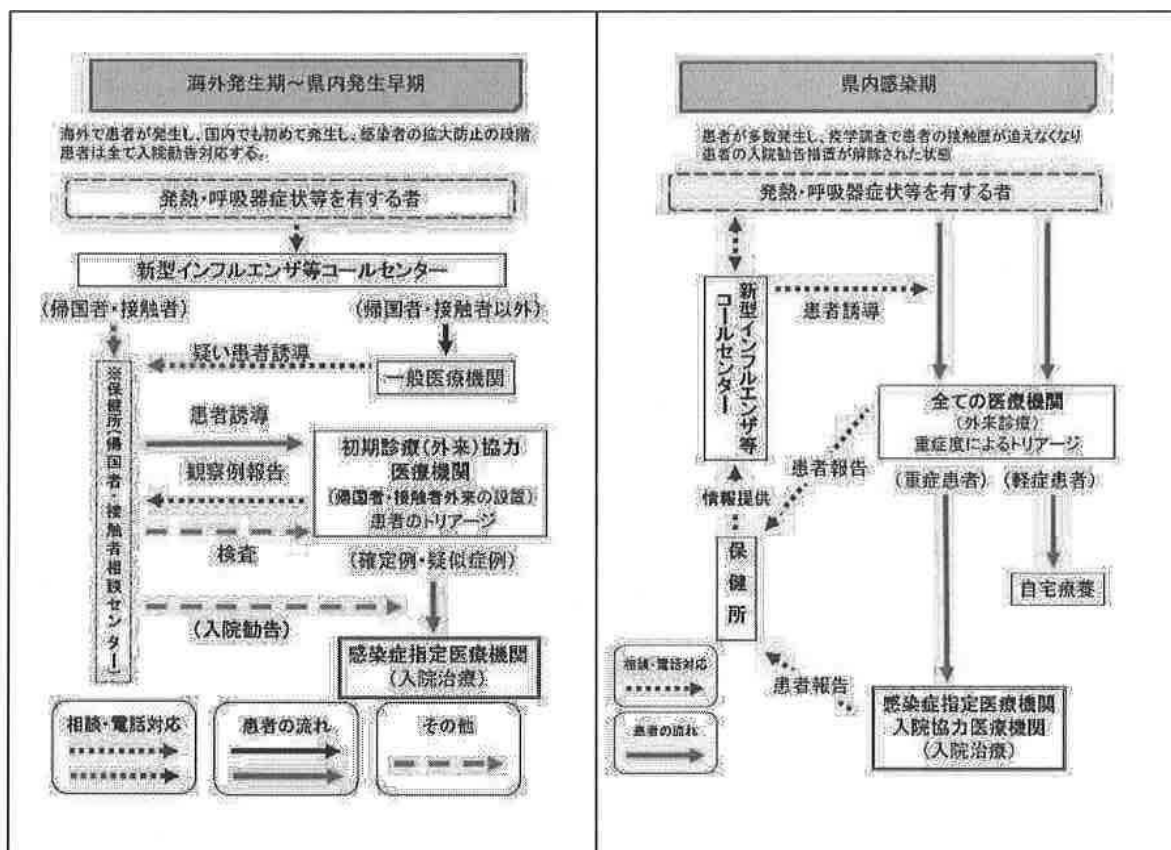
新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるため、県が効率的・効果的な医療体制等を事前に計画できるよう協力する。

富士吉田市立病院(以下、「市立病院」という。)は、海外発生期から県内(市内)発生早期までは、初期診療(外来)協力医療機関として「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行い、県内(市内)発生早期には、感染症指定医療機関として、新型インフルエンザ等患者等を入院させる。そのため、市立病院は、県内(市内)発生早期までの感染症病床等の利用計画を事前に作成しておく必要がある。

市内医療体制の整備にあたっては、新型インフルエンザ等発生時に、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について、県が行う検討や情報収集に協力する。

また、医療機関、医療団体等、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する県の取り組みにも協力する。

<各発生段階における医療体制>



9 行動計画実施上の留意点

1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用(特措法第29条)、医療関係者への医療等の実施の要請等(特措法第31条)、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等(特措法第45条)、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用(特措法第49条)、緊急物資の運送等(特措法第54条)、特定物資の売渡しの要請等(特措法第55条)の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

人や物が活発に移動する都県に隣接する本県においては、国及び近隣自治体と連携して、対策を実施することが効果的である。また、行動計画に沿って実施するためには、行政機関のほか、医師会、病院、薬剤師会等の医療関係団体、ライフライン事業者など関係機関の協力が不可欠である。

このため、国をはじめとして、近隣都県、市町村、指定(地方)公共機関、関係機関との連携・協力を図りながら対策を推進していく。

4) 市民・事業者等の理解・協力

流行の拡大防止を図る上で、市民や事業者等の協力は不可欠である。このため、市民、事業者等には、新型インフルエンザ等に関する正しい知識に基づき、自ら予防に努める「自助」と、流行期における高齢者等への地域住民団体が支援に努める「共助」が求められる。その上で、行政機関等の「公助」により、本行動計画を効率的に実施し、流行による健康被害を最小限にとどめていく。

5) 訓練の実施

本行動計画を実行あるものとするためには、新型インフルエンザ等の発生段階別または未発生期から小康期までを通じた期間を対象として、市と関係機関との連絡、連携に関する図上訓練及び実地訓練を実施し、感染拡大防止と社会機能維持のために対応能力の向上を図る。

6) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、新型インフルエンザ等対策の実施等に係る記録を作成し、保存し、公表する。

7) その他

便宜上、発生段階に分けて対策を記載するが、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施・縮小・中止等を決定する際の判断の方法(判断に必要な情報、判断の時期、決定プロセス等)については、政府の定める基本的対処方針に基づき決定するほか、適宜マニュアル等に定めることとする。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、市の関係部署における事務分掌は、市事業継続計画(BCP)及び対応マニュアル等に基づき対応する。

Ⅱ 行動計画内容（発生段階別）

【 各 論 】

以下、総論で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、市行動計画に基づき対応するが、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法等については、必要に応じて、対応マニュアル等に定めることとする。

1 未発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的
<ul style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国、県、関係機関等との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平時から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 発生した場合に備え、早期に発生状況を把握するための仕組みを整備する。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の策定・見直し

市は、特措法の規定に基づき県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えて「富士吉田市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、必要に応じて見直しを行う。【健康長寿課】

(1)-2 市の実施体制の整備

- ① 新型インフルエンザ等の発生に備えて「富士吉田市新型インフルエンザ等庁内対策会議」の設置準備を行う。【健康長寿課、関係各課】
- ② 職員への感染防止対策を周知するとともに、連絡周知方法を確認する。【健康長寿課・総務課】
- ③ 県、近隣市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から連携体制の確認、対策等の情報の共有、訓練等を実施する。【健康長寿課・関係各課】
- ④ 国内発生に備え、市事業継続計画(BCP)を策定する。【庁内各課】

(1)-3 訓練の実施

防災訓練との有機的な連携を図るよう配慮して行う。【健康長寿課・市民協働推進課・関係各課】

(2) 情報提供・共有

(2)-1 平常時の情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、市民に対して平常時から分かりやすい情報提供を行う。【健康長寿課・市民協働推進課】
- ② 個人一人ひとりが日頃から実施することができる基本的な感染対策の普及を図る。【健康長寿課・市民協働推進課・福祉課・子育て支援課・学校教育課】

(2)-2 情報提供の体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等の発生状況に応じた住民への情報提供の内容や、利用可能なあらゆる媒体の検討を行うとともに、情報を集約してわかりやすく平常時から提供する体制を構築する。【健康長寿課・市民協働推進課・安全対策課・富士山火山対策室】
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に、住民からの相談に応じるため、市に設置する新型インフルエンザ等相談窓口を開設する準備を行う。【健康長寿課】

(3) 予防・まん延防止(3)-1 個人における対策の普及

- ① 市民に対し、基本的な感染対策に加え、人混みを避ける、感染を広げないように不要な外出を控える等の対策の普及を図り、また自らの発症が疑わしい場合は、県のコールセンターを通じて帰国者・接触者相談センター（保健所）に相談して指示を仰ぐ等の対策について理解促進を図る。【健康長寿課・市民協働推進課】
- ② 市民に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図り、マスク等の个人防护具、食料（糧）品、日用品等の備蓄が必要であることを周知する。【健康長寿課・市民協働推進課】

(3)-2 地域対策・職場対策の周知

- ① 事業所等における感染対策について周知を図るための準備を行う。【健康長寿課・市民協働推進課】
- ② 市の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための个人防护具等の備蓄を進める。【健康長寿課・市民協働推進課・安全対策課・富士山火山対策室】
- ③ 保育所・幼稚園及び小中学校（以下「学校等」という。）、介護及び福祉施設関係等における基本的な感染対策の徹底などについて周知・注意喚起を図るとともに、臨時休校または臨時休業を含めた感染防止対策の実行の準備を行う。【学校教育課・子育て支援課・福祉課・健康長寿課】

(4) 予防接種(4)-1 ワクチンの供給体制

ワクチンの供給体制は、県が国からの要請を受けて県内においてワクチンを円滑に流通できる体制を構築することとなっている。これらに関する情報を収集し、市が行う予防接種体制の構築に役立てる。【健康長寿課】

(4)-2 基準に該当する事業者の登録の協力

県と連携して、国が実施する特定接種に係る接種体制や事業者の登録申請を進めるために、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。【健康長寿課】

(4)-3 接種体制の構築

(4)-3-1 特定接種

- ① 県と連携を図り、特定接種の対象となり得る職員等に対し、速やかに集団的接種が実施できるよう、接種体制を構築する。 【健康長寿課】
- ② 国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。 【健康長寿課】

(4)-3-2 住民接種

- ① 県等の協力を得て、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、速やかに市民に対する集団的接種を行うための体制の構築を図る。
- ② 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ③ 速やかに予防接種を行うことができるよう、富士吉田医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について、国による接種体制の具体的モデルの提示等の技術的支援を受け、準備を進める。 【健康長寿課】

(4)-4 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的情報を提供し、市民の理解促進を図る。 【健康長寿課・市民協働推進課】

(5) 市民生活及び経済の安定の確保

(5)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

県と連携し、市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。 【健康長寿課・福祉課・関係各課】

(5)-2 火葬能力等の把握

国や県と連携しながら、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。特に、火葬を行っている富士五湖広域行政事務組合との連携を強化する必要がある。 【健康長寿課・関係各課】

(5)-3 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等の流行に備えた必要物品を備蓄し、さらに個人・家庭に対する食糧等備蓄の呼びかけを行う。 【健康長寿課・安全対策課・富士山火山対策室・市民協働推進課】

(6) サーベイランス

(6)-1 情報収集

- ① 海外及び国内の発生状況の情報を収集する。 【健康長寿課】
- ② 県が実施する、早期把握のために行うサーベイランスに協力する。また、市内の感染状況を把握するための体制を、関係機関の協力を得ながら整備する。
【健康長寿課・富士吉田市立病院・学校教育課・子育て支援課・看護専門学校】

サーベイランス・情報収集に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【情報収集】

県は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

【通常のサーベイランス】

- ① 県は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県内の医療機関(指定届出機関)において患者発生の動向を調査し、県内における流行状況について把握する。
- ② 県は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ③ 県は、医療機関等の協力を得て、患者等から検体を採取し、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。
- ④ 県は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知する。
- ⑤ 県は、国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

【調査研究】

- ① 県は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるように、国との連携等の体制整備を図る。

(7) 医療

県では、医療に関して次のとおり対策を行うこととしている。市は、地域の実情に応じた医療体制の検討に協力するとともに、海外発生期以降に備え、あらかじめ帰国者・接触者外来を市立病院に設置する準備を行う。また、情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用できるようにする。

【健康長寿課・市立病院】

医療に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【地域医療体制の整備】

- ① 県は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(感染症指定医療機関、独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ② 県は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行う。
- ③ 県は、帰国者・接触者相談センター(保健所)及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、県は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診察する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。

【県内感染期に備えた医療の確保】

県は、以下の点に留意して、県内感染期に備えた医療の確保に取り組む。

- ① 県は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援する。

- ② 県は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関である医療機関または公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ③ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。
- ④ 県は、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ⑤ 県は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ⑥ 県は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑦ 県は、国が検討を進める、県内感染期における救急機能を維持するための方策を周知する。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進めるよう、各消防本部に要請する。

【手引き等の策定、研修等】

- ① 県は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関して国が作成する手引き等を、医療機関に周知する。
- ② 県は、国と協力し、医療従事者等に対し、国内及び県内発生を想定した研修や訓練を行う。

【医療資器材の整備】

県は、必要となる医療資器材(个人防护具、人工呼吸器等)について、医療機関に対しあらかじめ備蓄・整備を要請するとともに、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。

【検査体制の整備】

県は、国の要請及び技術的支援等を受け、衛生環境研究所における新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。

【医療機関等への情報提供体制の整備】

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄】

- ① 県は、国民の45%に相当する備蓄量のうち、国が県に割り当てた量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的に備蓄する。
- ② 県は、県内発生早期以降に予測される抗インフルエンザウイルス薬の放出に備え、医薬品卸売販売業者と必要な確認・調整を行う。

【抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

県は、県内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ等発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を要請する。

2 海外発生期

予想される状況

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的

- 1) 国内外の発生状況に関する情報を収集する。
- 2) 市内発生に備えた体制整備を行う。

対策の考え方

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるような措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 市内で発生した場合には早期に発見できるよう、市内の医療機関・保育園・幼稚園・小中学校・高校・大学・福祉施設等・事業所等と連携し、情報収集体制を強化する。
- 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、医療機関、事業者、県民等に準備を促す。
- 5) まん延防止に向け、国・県の指示を受け、富士吉田医師会等医療機関の協力を得ながら、特定接種の準備を勧める。また、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、庁内対策会議開催要領に基づき庁内対策会議を開催し、情報の収集及び提供、初動体制の確認等を行う。必要に応じ市対策本部を設置する。
- ② 国及び県が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知するとともに、方針に沿った対策を講じ全庁的に対応する。

【健康長寿課・関係各課】

(2) 情報提供・共有

(2)-1 情報提供

- ① 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内・県内発生時に必要となる対策等を、利用可能なあらゆる媒体を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ② 市民の情報収集の利便性向上のため、国や県、近隣市町村、指定(地方)公共機関の情報などを総覧できるサイトを開設する。

【健康長寿課・市民協働推進課・安全対策課・富士山火山対策室】

(2)-2 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用することにより、対策の理由、プロセス等について、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。【健康長寿課・市民協働推進課】

(2)-3 相談窓口の設置

- ① 市民からの一般的な問合せに対応する相談窓口等を設置し、国から配布される相談対応に関するQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。
- ② 市民から寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民等がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映させる。【健康長寿課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 感染症危険情報の発出等

国や県から発出される感染症危険情報をもとに、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や未発生期に引き続き個人が取るべき対応に関する情報提供及び注意喚起等を行う。

【健康長寿課・市民協働推進課】

(3)-2 感染対策の普及啓発

市民に対し、引き続き基本的な感染対策の普及啓発を図る。

【健康長寿課・子育て支援課・福祉課・学校教育課・看護専門学校】

(3)-3 水際対策

県では、予防・まん延防止に関して次のとおり対策を行うこととしている。市は、情報収集等を行い、新型インフルエンザ等発生時の情報提供等に活用できるようにする。【健康長寿課・市民協働推進課】

予防・まん延防止の水際対策に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【水際対策】

- ・ 県は、国の検疫の強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所、市町村その他関係機関との情報共有を行う。
- ・ 県は、検疫の強化に伴い、検疫所、市町村その他関係機関の連携を強化し、国からの新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の検査を実施するための技術的支援により、検査体制を速やかに整備する。

(4) 予防接種

(4)-1 ワクチンの供給等に関する情報の収集

県と連携し、ワクチンの円滑な流通等の情報を把握し、予防接種体制の構築に役立てる。

(4)-2 接種体制

(4)-2-1 特定接種の実施

県と連携し、国が特定接種を実施することを決定した場合は、国が基本的対処方針において定める特定接種の具体的運用等に基づき、対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

(4)-2-2 住民接種の接種体制の構築

県と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

国の要請を受け、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

(4)-2-3 情報提供

県と連携して、ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。 【健康長寿課・関係各課】

(5) 市民生活及び経済の安定の確保

(5)-1 要援護者への生活支援等

未発生期に定めた手続き等に基づき、要援護者への生活支援等を準備する。

【健康長寿課・福祉課】

(5)-2 遺体の火葬・安置

県と連携をとりながら、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

【健康長寿課・福祉課・市民課・国民健康保険室】

(5)-3 事業者への対応等

県が行う、事業者に対する従業員の健康管理の徹底、職場における感染対策を実施するための準備の要請等について協力する。

【健康長寿課・商工振興課】

事業者への対応等に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【事業者の対応】

- ・ 県は、関係機関を通じ、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染防止対策を実施するための準備を行うよう要請する。
- ・ 指定(地方)公共機関は、業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。また、県は、国に協力し、登録事業者に対して、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。
- ・ 県は、国に協力し、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。

(6) サーベイランス

(6)-1 情報収集

海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、県等を通じて、新型インフルエンザ等対策に必要な情報の収集を行い、県からの要請等に対し協力する。

【健康長寿課】

サーベイランスに関する県の対策(県行動計画抜粋)

【情報収集】

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、OIE等)、政府対策本部、国立感染症研究所等を通じて、新型インフルエンザ等対策に必要な情報の収集を行う。

【サーベイランスの強化等】

- ① 県は、引き続き、インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを実施する。
- ② 県は、県内における新型インフルエンザ等患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。
- ③ 県は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ④ 県は、引き続き、国と連携し、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。

(7) 医療

県では、医療に関して下記のとおり対策を行うことから、市は、県からの要請に応じ、その取組等に協力するとともに、市立病院においては、発生国からの帰国者等の診療のための初期診療(外来)協力医療機関として、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。また、市立病院は、感染症指定医療機関として、新型インフルエンザ等患者等を入院させる必要があるため、県内(市内)発生早期までの感染症病床等の利用計画を検討しておく。

【健康長寿課・市立病院】

医療に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【新型インフルエンザ等の症例定義】

- ・ 県は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義及びその修正等に留意し、医療機関などの関係機関に周知する。

【医療体制の整備】

- ・ 県は、医療体制を整備するため、国からの要請を踏まえ、次の措置を講じる。
- ① 県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等により患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うことから、初期診療(外来)協力医療機関に対し、帰国者・接触者外来を設置するよう要請する。
 - ② 県は、帰国者・接触者外来を有しない一般の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
 - ③ 県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

【帰国者・接触者相談センター(保健所)の設置】

- ・ 県は、国の要請を受け、次の措置を講ずる。
- ① 帰国者・接触者相談センター(保健所)を設置する。
 - ② 発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、コールセンターを通じ、帰国者・接触者相談センター(保健所)の指示を仰いで、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

【医療機関等への情報提供】

- ・ 県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する国からの情報等を、医療機関及び医療従事者

に迅速に提供する。

【検査体制の整備】

- ・ 県は、病原体の情報】に基づき、国からの技術的支援等を受け、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の体制を速やかに整備する。
- ・ 県は、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環境研究所にて亜型等の同定を行い、必要に応じて国立感染症研究所による確認を受ける。

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等】

- ・ 県は、引き続き、医薬品卸売販売業者に対して、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を要請する。
- ・ 県は、国と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

3 市内(県内)未発生期

予想される状況

- 国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、市内(県内)では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
- 国内でも、都道府県によって、状況が異なる可能性がある。

目的

- 1) 新型インフルエンザ等の市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2) 市内発生に備えた体制整備を行う。

対策の考え方

- 1) 県内及び市内で発生した場合に早期に発見できるよう情報収集体制を強化する。
- 2) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内(県内)発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得られるよう、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。
- 3) 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立への協力、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① 国及び県が決定した基本的対処方針を確認し、市内発生早期または市内感染期に備えた対策を検討し、全庁一体となって対応に当たる。 【全課】
- ② 国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

【健康長寿課・市民協働推進課】

(2) 情報提供・共有

(2)-1 市民等への情報提供

- ① 県と連携を図りながら、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。 【健康長寿課・市民協働推進課】
- ② 県と連携を図りながら、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。

【健康長寿課・子育て支援課・福祉課・商工振興課・学校教育課・看護専門学校】

市内(県内)未発生期

- ③ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ等、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。 【健康長寿課・市民協働推進課】

(2)-2 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針等の迅速な伝達と、対策の現状把握を行う。【健康長寿課・市民協働推進課・財政情報課】

(2)-3 相談窓口の充実と強化

相談窓口等の体制を充実・強化する。 【健康長寿課・関係各課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 県と連携を図りながら、市民、事業所、福祉施設等に対し、基本的な感染対策とともに、人混みを避ける、時差出勤の実施等の感染対策を勧奨する。また、事業者や福祉施設に対し、当該感染症の症状がみられた従業員や職員の健康管理や受診の勧奨を要請する。 【健康長寿課・市民協働推進課・商工振興課・福祉課】
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、市内で発生した場合、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を検討し、または、学校等の設置者に検討を要請する。 【学校教育課・子育て支援課・健康長寿課】
- ③ 公共交通機関等に対し、利用者へマスク着用の励行を呼びかけるなど適切な感染対策を講ずるよう県が要請した場合は、それに協力する。 【健康長寿課・秘書課・商工振興課】
- ④ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう県が要請した場合は、それに協力する。 【健康長寿課・福祉課】

(3)-2 水際対策

- ① 県と連携を図りながら、渡航者、入国者等への情報提供、注意喚起をする。
- ② 状況に応じて、市民に対して、不要不急の出国を自粛するよう要請する。

【健康長寿課・市民協働推進課】

(4) 予防接種

(4)-1 特定接種

海外発生期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。 【健康長寿課】

(4)-2 住民接種

- ① 開始できる準備を急ぎ、体制が整ったら、国の基本方針及び市の予防接種マニュアルに基づき実施する。 【健康長寿課】
- ② 接種の実施にあたり、国及び県と連携して、学校等の公的な施設を活用すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

【健康長寿課・関係課】

(5) 市民生活及び経済の安定の確保

(5)-1 要支援者の支援体制の整備

新型インフルエンザ等発生時に支援が必要となる要援護者の把握を行うとともに、具体的な対策(見回り、介護、訪問等)について決定しておく。 【健康長寿課・福祉課】

(5)-2 県における対策への協力

県では、県民生活及び経済の安定の確保に関して次のとおり対策を行うこととしている。市は、地域の実情に応じて対策に協力する。 【健康長寿課・商工振興課】

(5)-3 市民への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 【健康長寿課・市民協働推進課】

県民生活及び経済の安定の確保に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【事業者の対応】

県は、関係機関を通じ、県内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染対策を開始するよう要請する。

【食料品・生活必需品等の確保】

県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者として適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者等に対しても、食料品、生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう要請する。

(6) サーベイランス・情報収集

(6)-1 情報収集

- ① 県等から新型インフルエンザ等の発生状況や抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、引き続き必要な情報を収集する。 【健康長寿課】

サーベイランス・情報収集に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【情報収集】

県は、国際機関(WHO、OIE等)、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

- ① 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ② 県は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 県は、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、市町村等に対し、発生状況を迅速に情報提供する。また、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

(7) 医療

市は、必要に応じ県が行う対策に対する要請に協力する。初期診療(外来)協力医療機関である市立病院では、海外発生期に引き続き、「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。また、感染症指定医療機関として、新型インフルエンザ等患者等を入院させる必要があるため、市立病院は、県内(市内)発生早期までの感染症病床等の利用計画を作成しておく。 【健康長寿課・市立病院】

医療に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【医療体制の整備】

- ① 県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター(保健所)における相談体制を継続する。
- ② 県は、発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、新型インフルエンザ等コールセンターに相談し、帰国者・接触者相談センター(保健所)等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
- ③ 県は、帰国者・接触者外来以外の一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性があることから、院内感染対策等を進めるよう求める。
- ④ 県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ⑤ 県は、患者数の増大等により必要が生じた場合は、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療できる体制へ移行できるよう、関係機関と調整を進める。

【医療機関等への情報提供】

県は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【検査体制の整備】

- ① 県は、引き続き、病原体の情報に基づき、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等の体制を確立する。
- ② 県は、引き続き、新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生環境研究所にて亜型等の同定を行い、必要に応じて国立感染症研究所による確認を受ける。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ① 県は、引き続き、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を要請する。
- ② 県は、国と連携し、県内感染期に備え、医療機関等に対して抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

【医療機関・薬局等における警戒活動】

県警本部は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

《緊急事態宣言がされた場合の措置》

【新型インフルエンザ等緊急事態宣言】

緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、原則として、発生区域の存在する都道府県及び隣接県としており、本県がその指定を受けた場合は、通常に対応に加え、更に積極的な感染対策等を講ずるものとする。なお、全国的な人の交流起点となっている区域で発生している場合は、流行状況等も勘案し、早い段階で日本全域が指定される場合もあり得ることに留意する。

県も、必要に応じ「県内緊急事態宣言」を行う。

■ 実施体制

- ① 緊急事態宣言がなされた場合は、特措法に基づき「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、活動班(部)ごとに対応にあたる。【市民生活部・各部】
- ② 職員への感染防止対策、感染が疑われる場合の対応について周知徹底する。また、職員の健康状態把握を実施する。【総務部】
- ③ 県をはじめ、各関係機関との連絡調整に努め、本行動計画に基づいた対策を推進する。【市民生活部・各部】
- ④ 市事業継続計画(BCP)に基づいた人員配置を調整し、各部局の通常業務を必要最小限とし、新型インフルエンザ対策業務を最優先とするための調整を図る。【総務部】

■ 予防・まん延防止

市は、緊急事態宣言がされている場合には、前述の対策に加え、必要に応じ県が行う対策に対する要請に協力する。【市民生活部・産業観光部・教育委員会・企画部・まちづくり部】

緊急事態宣言がされた場合の県における措置

【外出自粛の要請等】

県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対して、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策を徹底するよう要請する。この際、対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、県内のブロック単位等)となることが考えられる。

【施設の使用制限の要請等】

- ① 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対して、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・経済の混乱を回避するために特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。なお、要請又は指示を行った際は、特措法第45条第4項に基づき、その施設名を公表する。
- ② 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請を行う。当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。当該要請にもなお応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活及び県民経済の混乱を回避するため特に必要と認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。なお、要請又は指示を行った際は、特措法第45条第4項に基づき、その施設名を公表する。

■ 予防接種

国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。 【市民生活部】

■ 市民生活及び経済の安定の確保

市は、緊急事態宣言がされている場合には、前述の対策に加え、必要に応じ県が行う対策に対する要請に協力する。 【市民生活部・都市基盤部・上下水道部・企画部・まちづくり部】

緊急事態宣言がされた場合の県における措置

【事業者の対応等】

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。県内の登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、県は、国から示された、当該事業継続のための法令の弾力的運用について周知するとともに、その他必要な対応策を速やかに検討する。

【電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)】

- ① 電気事業者及びガス事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- ② 水道事業者、水道用水供給事業者及である市町村は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

【運送・通信・郵便等の確保(特措法第53条)】

- ① 運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。
- ② 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信の確保のために必要な措置を講ずる。
- ③ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

【サービス水準に係る県民への呼びかけ】

県は、県内の事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始するとともに、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

【緊急物資の運送等(特措法第54条)】

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売事業者である指定(地方)公共機関等に対し、医薬品又は医療機器等の配送を要請する。
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じない場合は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

【生活関連物資等の価格の安定等】

県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実に努める。

【犯罪の予防・取締り】

県警本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

■ サーベイランス・情報収集

- ① 収集した被害状況は、富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部に報告する。【市民生活部】
- ② 市は、前述の対策に加え、必要に応じ県が行う対策に対する要請に協力する。【市民生活部】

■ 医療

市は、緊急事態宣言がされている場合には、前述の対策に加え、必要に応じ県が行う対策に対する要請に協力する。【市民生活部・市立病院】

緊急事態宣言がされた場合の県における措置

緊急事態宣言がされている場合には、前記の対策に加え、必要に応じて、次の対策を行う。

① 医療等の確保(特措法第47条)

医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

4 市内(県内)発生早期
予想される状況
○ 市内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的
1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2) 患者に適切な医療を提供する。 3) 感染拡大に備えた体制整備を行う。
対策の考え方
1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言がされた場合は、積極的な感染対策等をとる。 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得られるよう、市民への積極的な情報提供を行う。 3) 市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

- ① 市対策本部(任意)を設置し、国や県が決定した基本的対処方針を確認し、市内感染期に備えた対策を検討し、活動班(部)ごとに対応にあたる 【各部】
- ② 市は、市事業継続計画を実施する 【各部】

(2) 情報提供・共有

(2)-1 市民等への情報提供

- ① 県により「発生宣言」が行われるので、県と連携を図りながら、市民等に対して、あらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体等を詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
【市民生活部・企画部・まちづくり部】
- ② 県と連携を図りながら、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策について情報を適切に提供する。
【市民生活部・教育委員会・産業観光部・企画部・まちづくり部】
- ③ 市民から相談窓口寄せられる問い合わせ等から、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、市民の不安等に応じるためのリスクコミュニケーションを強化する。
【市民生活部・企画部・まちづくり部・関係各部】

(2)-2 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を行う。 【市民生活部・企画部・まちづくり部】

(2)-3 相談窓口の充実と強化

引き続き、相談窓口等の体制を充実・強化する。 【市民生活部・看護専門学校】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 県と連携を図りながら、市民、事業所、福祉施設等に対し、基本的な感染対策とともに、人混みを避ける、時差出勤の実施等の感染対策等を勧奨する。 【各部】
- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学校閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行い、または行うように学校の設置者等に要請する。 【市民生活部・教育委員会】
- ③ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう周知する。 【市民生活部】

(3)-2 水際対策

- ① 県と連携を図りながら、渡航者、入国者等への情報提供、注意喚起をする。
- ② 県と連携を図りながら、状況に応じて、市民に対して、不要不急の出国を自粛するよう周知する。 【市民生活部・企画部・まちづくり部】

(4) 予防接種

(4)-1 特定接種

市内未発生期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、特定接種を進める。 【市民生活部】

(4)-2 住民接種

- ① 国が決定した接種順位に係る基本的な考え方、発生した新型インフルエンザに関する情報等を踏まえ、市民等へ接種に関する情報提供を行う。また、市民からの相談に応じる。 【市民生活部・企画部・まちづくり部・看護専門学校】
- ② 市内未発生期に引き続き、関係機関の協力を得てワクチンの接種を進める。 【市民生活部】

(5) 市民生活及び経済の安定の確保

(5)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

- ① 県と連携し、高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を開始する。 【市民生活部】
 - ・ 介助者のいない要援護者等を把握し、サービス事業者等との連携により、入所サービス等の利用や、在宅サービスの継続利用について支援・要請する。
 - ・ 介護保険サービス等福祉サービスの利用調整を図る。 【市民生活部】

(5)-2 食料品・生活必需品等の確保

- ① 市内感染期に備え、生活必需品等の購入等について住民周知を行う(要援護者を含む)。
【市民生活部・企画部・まちづくり部】
- ② 県と協力し、住民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者等に対しても、食料品、生活必需品の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう要請する。
【市民生活部・企画部・まちづくり部・産業観光部】

(5)-3 ゴミの排出抑制

- ① 通常のゴミ収集回数の維持が困難になる事態に備え、住民や事業者にゴミの軽量化を要請する。
【市民生活部・企画部・まちづくり部】
- ② ゴミ処理状況の調査を行う。
【市民生活部】

(5)-4 遺体の火葬・安置

- ① 葬祭場の受け入れ体制について準備確認する。
- ② 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に感染防止用の必要物品が渡るよう調整する。
 - ・ 県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送業務及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。
 - ・ 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬ができるよう努める。
また、火葬場の火葬能力により、臨時遺体安置所に安置された遺体を適切に保存する。
【市民生活部】

県民生活及び経済の安定の確保に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【事業者の対応】

県は、引き続き、関係機関を通じ、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。

【県民・事業者への呼びかけ】

- ① 県は、県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者等に対しても、食料品、生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう要請する。
- ② 県は、医薬品、食料品等を確保するため、生産、流通、輸送事業者等の職場における感染対策及び業務の継続を要請する。

(6) サーベイランス・情報収集

市は、必要に応じ県が行う対策に対する要請に協力する。また、市内の感染動向の把握に努める。
【市民生活部】

サーベイランス・情報収集に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【情報収集】

県は、引き続き、国際機関(WHO、OIE等)、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性・安全性等について、必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

- ① 県は、引き続き、新型インフルエンザ等患者及び入院患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。
- ② 県は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。
- ③ 県は、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、市町村等に対し、発生状況を迅速に情報提供する。また、国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国と連携し、必要な対策を実施する。

【調査研究】

- ① 県は、発生した県内患者について、国内発生早期の段階においては、国から派遣された積極的疫学調査チームと連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。
- ② 県は、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する国の調査研究及び分析結果を把握し、対策に反映させる。

(7) 医療

(7)-1 医療に係る患者への支援等

市は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者には、県コールセンターを通じて帰国者・接触者相談センターへ相談するよう徹底する。

【市民生活部・看護専門学校】

(7)-2 県における対策への協力

市は、必要に応じ県が行う対策に対する要請に協力する。市立病院においては、「帰国者・接触者外来」を継続する。また、感染症指定医療機関として、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を入院させる。

県が一般の医療機関での診療体制に移行した場合、県の指示を受け対応し、富士吉田医師会等と連携しながら診療体制及び診療時間等を市民へ周知する。

また、入院措置患者の増加等により保健所による患者搬送が困難な場合には、消防本部が協力し、搬送体制の確保を図る。

【市立病院・市民生活部・企画部・まちづくり部・消防本部】

医療に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【医療体制の整備】

- ① 県は、引き続き、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センター(保健所)における相談体制を継続する。
- ② 県は、患者等が増加してきた段階においては、国の基本的対処方針や流行状況等を踏まえて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に移行する。

【患者への対応等】

- ① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 県は、国と連携し、必要と判断した場合は、衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、県内の患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、確定検査は重症者等に限定して行う体制に切り替える。
- ③ 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を指導する。なお、感染が確認された場合には感染症指定医療機関等に移送する。

【医療機関等への情報提供】

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ① 県は、県内感染期に備え、引き続き国と連携し、医療機関等に対して抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。
- ② 県は、引き続き、医薬品卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を要請する。

【医療機関・薬局等における警戒活動】

県警本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

《緊急事態宣言がされた場合の措置》

■実施体制

- ① 緊急事態宣言がされた場合は、特措法に基づく「富士吉田市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。【市民生活部】
- ② 職員への感染防止対策、感染が疑われる場合の対応について周知徹底する。また、職員の健康状態把握を実施する。【総務部】
- ③ 県をはじめ、各関係機関との連絡調整に努め、本行動計画に基づいた対策を推進する。【市民生活部・各部】

■予防・まん延防止

県は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。

【市民生活部・教育委員会・企画部・まちづくり部】

緊急事態宣言がされている場合の県における措置

【外出自粛の要請等】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【施設の使用制限の要請等】

市内(県内)未発生期の記載を参照

■予防接種

国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。【市民生活部・企画部・まちづくり部】

県は、緊急事態宣言がされている場合には、前述の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。

【市民生活部】

緊急事態宣言がされている場合の県における措置

【住民接種】

市内(県内)未発生期の記載を参照

■市民生活及び経済の安定の確保

県は、緊急事態宣言がされている場合には、前述の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。

【市民生活部・産業観光部・企画部・まちづくり部】

緊急事態宣言がされている場合の県における措置

【事業者の対応等】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【運送・通信・郵便等の確保(特措法第53条)】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【サービス水準に係る県民への呼びかけ】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【緊急物資の運送等(特措法第54条)】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【生活関連物資等の価格の安定等】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【犯罪の予防・取締】

市内(県内)未発生期の記載を参照

■医療

県は、緊急事態宣言がされている場合には、前述の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。

【市民生活部・市立病院】

緊急事態措置の実施区域に指定された場合の措置として、医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、県は「臨時の医療施設」を開設し、医療提供を行うこととなるため、県と連携を図りながら、その開設に協力する。

【都市基盤部・上下水道部・市民生活部】

緊急事態宣言がされている場合の県における措置

【医療等の確保(特措法第47条)】

市内(県内)未発生期の記載を参照

5 市内(県内)感染期

予想される状況

- 市内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるよう住民に周知する
- 5) 県と協力し、ライフライン等の事業活動や、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1)-1 体制強化等

市対策本部の指示により、流行の抑制及び社会機能の維持を図る。

【各部】

(2) 情報提供・共有

(2)-1 市民等への情報提供

- ① 市民に対して、県知事による「流行警戒宣言」がなされたことを周知し、県内外の発生状況と具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、実施主体、市内の流行状況等を詳細にわかりやすく、できる限りリアルタイムに情報提供する。
- ② 対策に係る実施情報や市内の公共交通機関の運行・運休状況等について情報を提供する。
【市民生活部・産業観光部・企画部・まちづくり部】
- ③ 県内または市内の流行状況に応じた医療体制を周知する。
【企画部・まちづくり部】
- ④ 学校・保育施設等や事業所での感染対策を徹底させるために情報を逐次提供する。
【市民生活部・教育委員会】

(2)-2 情報共有

国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策現場の状況把握を行う。 【市民生活部・企画部・まちづくり部】

(2)-3 相談窓口の充実と強化

状況の変化に応じて改定された国のQ&A及び市のQ&A等を踏まえながら、相談窓口を継続して実施する。
【市民生活部・看護専門学校】

(2)-4 リスクコミュニケーションの強化

社会不安を解消するための広報活動の充実・強化を図る。【市民生活部・企画部・まちづくり部】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 市内でのまん延防止対策

- ① 市内(県内)発生早期に引き続き、市民、事業所、福祉施設等に対し、基本的な感染対策に加え、人混みを避ける、不要不急な外出を控える、催し物を自粛する、時差出勤の実施等の感染対策を勧奨する。また、事業所、福祉施設等に対し、職場における感染対策の徹底並びに当該感染症の症状が認められた従業員や職員の健康管理や受診を強く要請する。

【市民生活部・産業観光部・教育委員会・企画部・まちづくり部】

- ② ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう関係機関と連携を図る。

【市民生活部・教育委員会】

- ③ 県と連携を図りながら、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を徹底するよう要請する。

【市民生活部】

- ④ 市内(県内)発生早期に引き続き、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を徹底するよう要請する。

【市民生活部】

(3)-2 水際対策

県内発生早期の記載を参照

(4) 予防接種

(4)-1 特定接種

市内発生早期に引き続き、国の基本的対処方針を踏まえ、予防接種マニュアルに基づき特定接種を進める。

【市民生活部】

(4)-2 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

【市民生活部】

(5) 市民生活及び経済の安定の確保

(5)-1 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

- ① 高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を実施する。
- ② 引き続き、災害用応急救助物資の配布について検討・準備を行う。

【市民生活部】

【市民生活部・企画部・まちづくり部】

(5)-2 遺体の埋・火葬の対応

死亡者が増加し、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となり、緊急の必要があると認めるときは、国が定める埋葬及び火葬の手続き等の特例に基づき対応する。

【市民生活部】

(5)-3 適切な行動への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者等に対しても、食料品、生活必需品等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう要請する。 【市民生活部・産業観光部・企画部・まちづくり部】

(5)-4 感染対策の継続

市内の事業者等に対して、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を継続するよう勧奨し、ライフラインが確保できるようにする。

【市民生活部・産業観光部・企画部・まちづくり部】

(6) サーベイランス・情報収集

県では、サーベイランス、情報収集に関して県の行動計画に基づき次のとおり対策を行うこととしている。市では、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県等からの要請に応じ、その取組等に協力する。また、市内の感染動向の把握に努める。 【市民生活部】

サーベイランス・情報収集に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【情報収集】

県は、引き続き、国際機関(WHO、OIE等)、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、各国の対応等について、必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

- ① 県は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。
- ① 県は、引き続き、県内の発生状況をリアルタイムで把握し、市町村等に対し、発生状況を迅速に情報提供する。また、国と連携し、必要な対策を実施する。

(7) 医療

(7)-1 在宅療養の呼びかけ等

市は、県の医療体制を確認し、重症者以外の患者に対しては、在宅で療養するよう周知する。また、地区医師会と連携し、診療時間等を取りまとめて周知する。 【市民生活部】

(7)-2 在宅療養者への対応

市は、県と連携して、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り・食事の提供、医療機関への移送等)や自宅で死亡した患者への対応を行う。 【市民生活部】

(7)-3 患者搬送体制

市内(県内)感染期以降、感染症法第 19 条に基づく入院勧告措置が行われなくなった場合、消防本部による通常患者搬送が行われることになる。消防本部においては、感染対策に必要な个人防护具や消毒液の整備を行う。

(7)-4 県における対策への協力

県では、医療に関して次のとおり対策を行うこととしている。市は、地域の実情に応じて対策に協力する。市立病院では、市内(県内)早期発生まで行われてきた「帰国者・接触者外来」の診療は中止し、感染症指定医療機関として重症患者の入院・治療に対応する。

県が一般の医療機関(内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関)で診療する体制に切り替えた場合は、富士吉田医師会等と連携し、診療時間等を市民に周知する等の協力を行う。

【市民生活部・市立病院】

【患者への対応等】

- ① 県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター(保健所)及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。
- ② 県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。
- ③ 県は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知する。
- ④ 県は、医療機関における従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。

【医療機関等への情報提供】

県は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

【抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用】

県は、県内の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、医療機関等への抗インフルエンザウイルス薬の供給が滞るおそれが生じる場合等には、県備蓄分を放出する。必要に応じて、国に対して、国備蓄分を放出するよう要請する。

【医療機関・薬局等における警戒活動】

県警本部は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。

医療に関する県の対策(県行動計画抜粋)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

■実施体制

- ① 市対策本部は、特措法第 34 条に基づく設置となる。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、特措法の規定に基づき、県に対し、当該措置の全部又は一部の代行要請を行う。 【本部長】

■予防接種

国が示す基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種として、住民接種を実施する。

【市民生活部・企画部・まちづくり部・総務部・教育委員会・市立病院】

■市民生活及び経済の安定の確保

県は、緊急事態宣言がされている場合には、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。 【市民生活部・産業観光部】

緊急事態宣言がされている場合の県における措置

【業務の継続等】

- ① 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国が示す事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知を行う。
- ② 県は、各事業者等における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

【電気及びガス並びに水の安定供給(特措法第52条)】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【運送・通信・郵便等の確保(特措法第53条)】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【サービス水準に係る県民への呼びかけ】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【緊急物資の運送等(特措法第54条)】

市内(県内)未発生期の記載を参照

【物資の売渡しの要請等(特措法第55条)】

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。

【生活関連物資等の価格の安定等(特措法第59条)】

- ① 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図

る。

- ③ 県は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、国が備蓄している物資の活用を検討するよう、国に要請する。
- ④ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

【新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等】

県は、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。

【犯罪の予防・取締り】

市内（県内）未発生期の記載を参照。

【埋葬・火葬の特例等（特措法第56条）】

- ① 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。
- ② 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- ③ 県及び市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となり、緊急の必要があると認めるときは、国が定める埋葬及び火葬の手続等の特例に基づき対応する。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、必要に応じて、遺体の搬送等を含めた広域的な火葬体制を確保する。

■医療

県は、緊急事態宣言がされている場合には、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。

【市民生活部・都市基盤部・上下水道部】

緊急事態宣言がされている場合の県における措置

① 医療等の確保（特措法第47条）

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

② 臨時の医療施設等（特措法第48条第1項及び第2項）

県は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

6 小康期

予想される状況

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- 大流行は一旦終息している状況。

目的

- 流行の第二波に備える。
- 市民生活及び市民経済の回復を図る。

対策の考え方

- 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。
- 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 基本的対処方針の変更

小康期に入ったことにより、国が対処方針変更を公示し、県が小康期に入ったことを宣言した場合は、市対策本部会議を開催し、第二波の流行に備えた対策等を検討、実施する。 【各班】

(1)-2 実施体制の縮小等

- ① 新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度と比べ、同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨を公表されたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、国が政府対策本部を廃止した場合（緊急事態解除宣言がされた場合）は、県と連携し市対策本部を廃止し、未発生期における体制に移行する。 【各班】
- ② 市対策本部により市内体制を順次通常業務に戻す指示決定を行う。

(1)-3 対策の評価・見直し

対策会議を中心に、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて市行動計画等の見直しを行う。

(2) 情報提供・共有

(2)-1 市民等への情報提供

- ① 県と連携を図りながら、引き続き、住民等に対して、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
【健康長寿課・市民協働推進課】
- ② 住民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。
【健康長寿課・市民協働推進課】
- ③ 流行が収束し、通常の生活に戻れるようになった場合には、その旨を市民に周知する。
【健康長寿課・市民協働推進課】

(2)-2 情報共有

市は、国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

【健康長寿課】

(2)-3 相談窓口の体制の縮小

県と連携を図り、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

【健康長寿課】

(3) 予防・まん延防止

(3)-1 水際対策

海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供、注意喚起等の内容に関する国や県の見直しについて市民に周知する。

【健康長寿課・市民協働推進課】

(4) 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。【健康長寿課】

(5) 市民生活及び経済の安定の確保

(5)-1 適切な行動への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き、県民等に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占めや売り惜しみが生じないよう要請することとしている。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。

【健康長寿課・商工振興課】

(5)-2 要援護者への対応

要援護者への生活支援等は、順次縮小・中止していく。また、介護保険サービス等福祉サービスは、順次通常の利用に移行していく。 【健康長寿課・福祉課】

(6) サーベイランス・情報収集

県と連携して以下の情報を積極的に収集するとともに、国及び県からの要請に応じ、その取組みに適宜、協力する。 【健康長寿課】

県と連携を図りながら、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。 【健康長寿課・学校教育課・子育て支援課】

サーベイランス・情報収集に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【情報収集】

県は、引き続き、国際機関(WHO、OIE等)、政府対策本部、国立感染症研究所等の発表等を通じて、国内外での新型インフルエンザ等の発生状況や、各国の対応等について、必要な情報を収集する。

【サーベイランス】

・県は、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。

(7) 医療

(7)-1 県における対策への協力

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻し、第二波に備え必要物品の再備蓄を行う。 【健康長寿課】

医療に関する県の対策(県行動計画抜粋)

【医療体制】

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

【抗インフルエンザウイルス薬】

- ① 県は、国が作成した、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含む治療指針について、医療機関に周知する。
- ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

県は、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

■ 実施体制

① 緊急事態解除宣言

緊急事態宣言がされていた場合であって、国が、緊急事態措置の必要がなくなったと判断し、県が緊急事態措置解除宣言を行った場合は、緊急事態宣言に基づく対策を縮小・中止する。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、以下のとおりである。なお、小康期に限らず、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められる場合は、国は緊急事態解除宣言を行うこととされている。

緊急事態解除宣言

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合 などであり、国内外の流行状況、国民生活・経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとされている。

■ 予防接種

市は、流行の第二波に備え、引き続き予防接種を実施する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第 46 条に基づく住民に対する予防接種を進める。

■ 市民生活及び経済の安定の確保

県は、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、国が示す基本的対処方針に基づき、必要に応じ、次の対策を行う。市は、県と連携を図りながら要請に応じて協力する。

【健康長寿課】

緊急事態宣言がされている場合の措置

【業務の再開】

- ① 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ② 県は、指定(地方)公共機関等に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。

【新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等】

県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する

Ⅲ 参考資料

資料1：国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合等の対策

これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

1. 組織体制

(1) 体制強化

- ① 県は、国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じて、福祉保健部長を議長とする新型インフルエンザ等対策会議を設置するとともに、同会議を開催し、対処方針について協議し、決定する。
- ② 県は、必要に応じて現地新型インフルエンザ等対策本部を設置し、関係部局の連携のもと、本病の感染を防止し、被害を最小限に止めるよう的確な措置を講じるものとする。

(2) 家きん⁹⁾等への防疫体制

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「山梨県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」、「山梨県危機管理対策本部(高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部)設置要綱」、「現地危機管理対策本部(高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部)設置要綱」、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る山梨県対応マニュアル」、「山梨県動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応要領」に基づき対応する。

2. サーベイランス・情報収集

(1) 情報収集

- ① 県は、国と情報交換を行い、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集するとともに、情報を得た場合には速やかに関係機関に報告する。
- ② 家きんにおける鳥インフルエンザのサーベイランスを行う。養鶏農家を対象に高病原性鳥インフルエンザのモニタリング調査、異常家きんに対する病性鑑定、養鶏農家及び家きん飼育者に対する立入検査を実施する。
- ③ 野生動物における鳥インフルエンザのサーベイランスを行う。野鳥の不審死情報を迅速に収集し、不審死野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有調査を実施する。
- ④ 食鳥処理施設及び愛玩鳥における鳥インフルエンザのサーベイランスを行う。

(2) 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

県は、鳥インフルエンザのヒトへの感染疑いが発生した場合、「平成18年11月22日付け健感発第1122001号 インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について」に基づき、積極的疫学調査を実施し、早期に患者発生を把握する。

3. 情報提供・共有

県は、県内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、発生した市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。

9) 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。なお、家畜伝染病予防法における抗病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合、必要に応じ関係機関に対し、海外における発生状況、対応状況等について情報提供を行い、また、県民に積極的な情報提供を行う。

4. 予防・まん延防止

(1) 疫学調査、感染対策

- ① 県は、必要に応じて、国から派遣される疫学、臨床等の専門家チームと連携して、積極的疫学調査を実施する。
- ② 県は、国からの要請により、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。
- ③ 県は、鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる者（有症状者）に対し、自宅待機を依頼する。

(2) 家きん等への防疫対策

- ① 県は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、「山梨県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に基づき、国と連携し、防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
- ② 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県での対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、県は自衛隊部隊等による支援を求める。
- ③ 県警本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。

5. 医療

(1) 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染拡大防止策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ② 県は、必要に応じ、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施する。また、国から提供される検査方法について、実施できる検査体制を整える。
- ③ 県は、感染症法に基づき、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、入院その他の必要な措置を講ずる。

(2) 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、県に情報提供するよう医療機関等に周知する。（健康増進課、保健所）
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について、医療機関等に周知する。（健康増進課、医務課、保健所）

資料2：特定接種の対象となる業種・職務について

特定接種の対象となりうる者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、基本的な考え方は次のとおりとし、詳細については政府行動計画に記載のとおりとする。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1: 新型インフルエンザ等医療型、A-2: 重大・緊急医療型)

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、
B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

(2) 特定接種の対象となりうる国家公務員及び地方公務員

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3: 民間の登録事業者と同様の業務

富士吉田市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月 : 平成 27 年 2 月 10 日

発行編集 : 富士吉田市 市民生活部 健康長寿課

〒403-8601

山梨県富士吉田市下吉田 6-1-1

電話 0555 (22) 1111

Mail: kenko@city.fujiyoshida.lg.jp